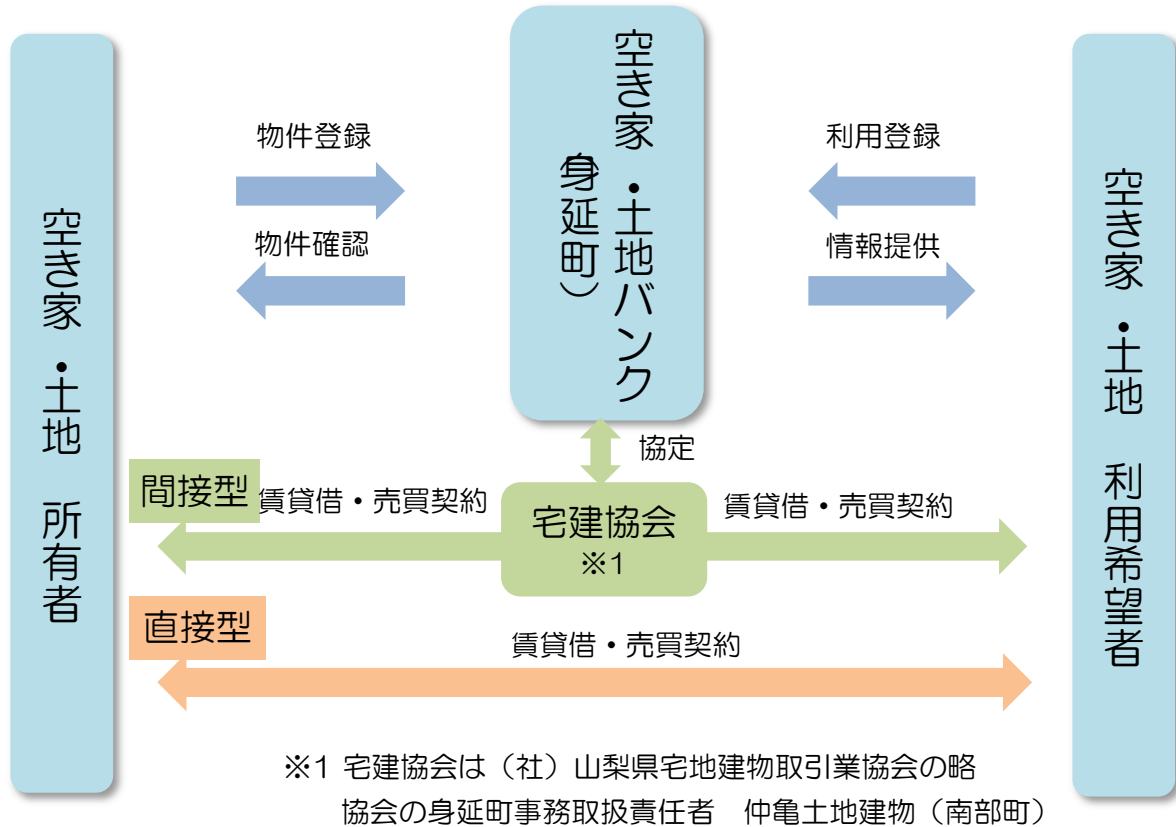


身延町空き家・土地バンク制度の概要

「空き家・土地バンク制度」は、町内の空き家・空き地の賃貸及び売却を希望する所有者等から申し込みを受け登録した物件を、利用を希望する方に情報提供します。空き家・空き地の有効活用を通して、身延町民と都市住民の交流拡大及び定住促進における地域の活性化を図るために、空き家の情報提供を行うものです。



■空き家

- ①物件の詳細をホームページで確認
 - ②物件の外観、地区の様子を確認
 - ③所有者立会いの下、物件内部を確認
 - ④交渉
(間接型を選択した場合、宅建協会の会員が仲介)
 - ⑤所有者、利用者合意のもと、契約
- ※利用者には、物件内部見学前に、必ず外観確認が必要です。
※所有者には、内部見学の際に案内をしていただきます。

■土地

- ①物件の詳細をホームページで確認
- ②物件を確認
- ③交渉
(間接型を選択した場合、宅建協会の会員が仲介)
- ④所有者、利用者合意のもと、契約

※登録できる土地について、条件があります。

◆登録できる土地

- ①居住を目的として建物を建築することができる土地
(登記地目が宅地・雑種地の土地)
- ②売買契約の際、登記の名義変更が可能な土地

◆登録できない土地

- ①民間事業者による売却・賃貸を目的とする土地

問い合わせ先

● 身延町役場企画政策課 田舎暮らし推進担当 ●

〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350

TEL 0556-42-4801

FAX 0556-42-2127

inakakurashi@town.minobu.lg.jp

http://www.town.minobu.lg.jp/akiya/